



小 論 文

時 間 120 分

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は 11 ページである。印刷不鮮明の箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に必ず受験番号を記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

＜資料＞は、西倉実季「外見校則とルッキズム」(内田良・山本宏樹編『だれが校則を決めるのか——民主主義と学校』岩波書店、2022年)の一部である。資料を読んで、下記の設問に答えなさい。

- (1) 下線部①「あくまで確率論的な現象であるはずのリスクが過大に見積もられ、その回避を理由に生徒の外見の管理・統制が正当化される」とはどのようなことか、説明しなさい。

(1行20字詰め、8行以内)

- (2) 下線部②「外見校則が特定の外見を『逸脱』として否定的に価値づけるだけでなく、同時に、逸脱していない『正しい外見』『普通の外見』を生み出している」とはどのようなことか、資料のエピソードに則して説明しなさい。

(1行20字詰め、14行以内)

- (3) ルッキズムに関するイレヴァント論ないしバイアス論のいずれか一方を説明しなさい。次に、資料には取りあげられていない具体的な外見校則を一つ取りあげ、その校則に対するあなたの賛否とその理由を、先に説明した論を用いて述べなさい。

(1行20字詰め、30行以内)

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときには、1マス空けること。

＜資料＞

西倉実季「外見校則とルッキズム」(内田良・山本宏樹編『だれが校則を決めるのか——民主主義と学校』岩波書店, 2022 年)

1 外見校則をめぐる現状

「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」は、理不尽な校則の具体的事例を収集し、それらを九つに分類している。そのうち四つ(髪染め強要, パーマ禁止, 細かな毛髪指導, 服装規定)が外見に関係するものである。たびたび黒染めを強要され、教師が許可するまで登校が認められなかった生まれつき黒髪でない生徒たち。パーマが禁止されているため、地毛証明書の提出を要求されたり、ストレートパーマで伸ばすよう注意を受けたりしている髪質がストレートでない生徒たち。髪型, 靴下の色, スカートの長さなどに関する些細な決まりのもとで、必ずしも合理的な説明がつかない「指導」の対象となっている生徒たち。これらから浮かび上がるのは、生徒たちが外見校則によって自身の身体的特徴を直接的・間接的に否定されたり、納得のいく理由が提示されないまま画一的な外見を強いられたいしている実態である。

本章の目的は、「ルッキズム (lookism)」(外見にもとづく差別)という観点から、外見校則がはらむ問題を検討することである。「ルッキズム」は、その被害者が自らの尊厳を求め、理不尽な扱いに異議を申し立てるために用いられてきた言葉である。「ブラック校則」として可視化されたものの多くを外見校則が占め、生徒たちが外見をめぐる理不尽さを経験しているとするならば、その問題をあぶり出すにあたって役に立つはずである。

(中 略)

2 ルッキズムとは何か

「ルッキズム」が学術研究の領域で使用されるようになったのは、おもに 2000 年代以降であり、比較的最近のことである。今日の日本では「見た目重視」や「人を外見で判断すること」を指す言葉として流通しているが、学術研究においてはこれらとはやや異なる意味で用いられてきた。「ルッキズム」という言葉を通じて何を問題にしているのかという点に着目すると、これまでの議論は以下二つに分類することができる。

一つは、本来はその場面に関係がない(irrelevant)にもかかわらず、外見が評価されていることを問題にする議論である(イレレヴァント論)。もう一つは、私たちの社会で価値が置かれる「よい外見」はある偏り(bias)を含んでおり、それゆえ特定の人々が不利になることを問題にする議論である(バイアス論)。これらは排他的な議論ではなく、ひとりの研究者が両方の論点を提示している場合も少なくない。

まず、イレレヴァント論から確認していこう。この議論における「ルッキズム」とは、とりわけ職場や学校などの公的な場面で外見が評価の対象とされることで、機会均等が妨げられるような差別を意味する。たとえば、顔立ちや体型、髪型や服装を理由に採用されなかったり、低い評価を受けたりすることは、典型的なルッキズムである。こうしたルッキズムを批判する人々は、恋愛の相手を選ぶといった私的な場面も含めて「どのような場面でも外見を評価してはいけない」と主張しているのではない。職場での採用面接や学校での成績評価など、本来は外見が評価されるべきではない場面で評価の対象となり、一部の人が不利益を被ることは差別であると訴えているのである。もちろん、職業によっては、顔立ちが美しくスリムな体型であることが職務を遂行するうえで必要とみなされ、外見を評価することが不当とは言えない場合もある。しかし、そうした職業はファッション・モデルなどごく一部に限られる。それ以外では、本来は外見が評価の対象となるべきではないか、それほど重視されるべきではないにもかかわらず、そうなってしまうことが問題視されている。

これに対して、外見のよさは時間やお金を投資した成果なのであり、そうした努力をした人が高い評価を得ることは何ら問題ではない、という反論がある。こうした見方を批判的に検討しているのが、バイアス論である。この議論が主張する「よい外見」に含まれる偏りとは何かを理解するために、国際美容外科学会による調査に着目してみよう。この調査によると、2020年に世界で実施された美容整形のうち件数が多かったのは、女性の場合、豊胸手術やまぶたの手術であり、男性の場合、まぶたの手術や女性化乳房修正手術である。女性の豊胸手術は小さい乳房を大きくする処置であり、男性の女性化乳房修正手術とは、乳腺が発達したりすることで女性のように発達した乳房を縮小する処置である。男女ともに多いまぶたの手術は、日本では美容整形全体の約65%を占め、東アジア人に特徴的な「蒙古ひだ」と呼ばれる皮膚の膜を切開して目を大きく見せたり二重まぶたにしたりする処置を指す。以上は外科的な処置で

あるが、非外科的な処置としては、しわ取りや若返りのための注射の件数が多い。

つまり、美容整形を通じて追求される「よい外見」は、「女/男らしい」特徴や非アジア人的な特徴、そして若さを理想としている。「よい外見」にこうした偏りがある以上、ジェンダー規範にそぐわない外見やアジア人的な特徴の持ち主、若くない人々は、そうでない人々よりも余計に時間やお金を費やさない限り、あるいはたとえ費やしたとしても「よい外見」を手に入れるのは困難であるため、個人の努力の問題ではない。このように、「よい外見」には偏りが含まれることを明らかにし、そうした外見の持ち主が高い評価を得ることを通じて、ジェンダー、人種、年齢などをめぐる社会的不平等が強化されることを「ルッキズム」として問題にするのがバイアス論である。

以上をまとめると、イレヴァント論の立場からはルッキズムが機会均等を損なう点で、バイアス論の立場からはルッキズムがジェンダー、人種、年齢などをめぐる既存の社会的不平等を再生産する点で、それぞれ問題視されてきた。「ルッキズム」という言葉の意義は、外見をめぐる不利益という、これまで個人的な問題に過ぎないとして放置されてきた事柄を差別として、しかも従来の社会的不平等と切り離せない問題としてとらえ直したことにある。

3 外見校則に潜むルッキズム

以下の項ではイレヴァント論の観点から、続く次の項ではバイアス論の観点から、外見校則がはらむ問題について検討していこう。読者の中には、こうした議論は学校現場のさまざまな事情を無視した机上の空論であり、いったい何の意味があるのかと疑問を抱く方もいるかもしれない。また、学校側からすれば、どんな外見校則にも相応の理由があるのであって、それを「差別」などと言われるのは納得がいかないという意見もあるだろう。しかし、見慣れた事柄を日常の文脈からずらすことには、それを見慣れない未知のものに変え、これまでとは別の見方をもたらす効果が期待できる。外見校則をルッキズムという文脈に置いて眺めてみることに、こうしたねらいがある。

外見と学習との関係

校則による茶髪禁止が報道された事例を整理した矢吹によると、1980年代後半以降、茶髪の生徒を帰宅させたり、授業への出席を認めず別室で自習させたり、入学式

や卒業式などの学校行事に出席させなかったりする事例がみられる。これらの事例においては、授業や特別活動への参加を認めるかどうかの判断に生徒の外見が用いられている。校則が定める黒髪であれば参加を認めるが、そうでないならば認めないというわけである。

イレヴァント論によれば、当該場面に重要な関係がないにもかかわらず、外見を評価することはルッキズムであり、これらの事例はこれに相当すると考えられる。修学旅行を例に挙げると、生徒がその学習を行うにあたって「実施のねらいを理解していること」や「事前学習の成果を得ていること」などは必要であろうが、「黒髪であること」はそうではない。にもかかわらず、黒髪でないことを理由に参加を断念させるとすれば、この場面で求められている学習の遂行にとって関係がない要素が問われた結果、この生徒に不利益が生じていることになるためである。

学校現場では、生まれつきの茶色い髪の黒染め強要も起きてはいるが、「生来の身体的特徴を変えてはならない」という論理のもと、生まれつきの茶髪は許容される一方、染色・脱色による茶髪は禁止されてきた。しかし、イレヴァント論においては、茶髪が染色・脱色によるのか、それとも生来のものかという違いは重要ではない。茶髪が生まれつきかどうかにかかわらず、それが当該場面における学習の遂行と関係があるかどうか問われるべきだからである。

こうした見方に対しては、授業や特別活動を含む学習の遂行と生徒の外見とのあいだにはむしろ重要な関係がある、という反論がありうる。「外見にかまけると学業がおろそかになる」、「校則に従わない生徒がいると集団の秩序が乱れる」などの意見はその典型例であろう。実際、外見校則の正当性を主張する人々は、学習の遂行と生徒の外見とのあいだには重要な関係があると考えているようである。たとえば、生まれつき髪が茶色いにもかかわらず黒く染めるように強要されて精神的苦痛を受けたとして、大阪府立高校に通う女子生徒が府を相手に起こした損害賠償訴訟において、学校側は次のように主張した。

- ・生徒の関心を勉学やスポーツに向けさせて非行防止につなげるものであり、教育目的にもとづく。
- ・茶色い髪を放置すると他の生徒が不公平感を抱き、いじめが起きたり校内の秩序が保てなくなったりする恐れがあるため、指導には合理性がある。

前者においては、本来は勉学やスポーツに注がれるべき関心がおしゃれに向いてしまうと非行を誘発しかねないというように、ある生徒の外見とその本人の学習の遂行は関係しているとの認識が示されている。後者においては、一人でも外見校則を守らない生徒がいると公平原則が脅かされてトラブルが起き、校内の秩序維持の妨げになるというように、ある生徒の外見と他の生徒を含めた学校全体の学習の遂行との関係が想定されている。

① リスク回避としての外見校則

こうした主張には、「防止」や「恐れ」という言葉に表れているように、まだ起こっていない危険の可能性、すなわちリスクを問題にしているという特徴がある。リスクは、それが実際に起こるのかどうか、起こってみるまで誰にもわからない。よって、一定の確率で起こりうることを想定し、それを前提にさまざまな対応を講じることになる。つまり、リスクがあるかないかという問題は、リスクをどの程度大きく見積もるかという問題を意味している。もちろん、非行や秩序の混乱といったリスクは可能な限り避けた方がよい。しかし、それを過剰に大きく見積もってしまうと、「荒れ」や「乱れ」を想起させないような服装や髪型を生徒たちに強制することが、リスク回避の効率的な手段として安易に選択されてしまうことになりうる。あくまで確率論的な現象であるはずのリスクが過大に見積もられ、その回避を理由に生徒の外見の管理・統制が正当化されるのである。^①

リスクの過大な見積もりの背景にあるのは、荻谷の言う「教育という営みの特徴」であろう。教育とは、子どもたちを健やかに育て、よい大人になるように手伝う営みであるため、子どもが「悪く」ならないための予防が重要となる。校則に関しては、それを守るのが「正しい行動」なのかどうかは深く問わずに、守っていること自体が「正しい態度」であるとされ、そうした態度の育成が将来よい大人になることにつながると考えられていることも少なくないのではないか。生徒の将来を思って、しかも態度（心の持ちよう）が評価の対象となるため、どこまでやればよいのかその範囲は確定しづらく、ときに指導が行き過ぎることもあるだろう。

イレレヴァント論において蓄積されてきた考え方は、こうした傾向に対する歯止めになりうる。雇用場面にそくして考えると、その職務を遂行するにあたって重要な関係がないにもかかわらず、外見を評価の対象にすることは差別にあたる。外見がその

職務の本質や公共の福祉に関わらない限り、雇用者が従業員の外見に介入すること——たとえば、ひげや体毛を剃るよう命じたり、化粧を義務づけたり、民族や信仰にもとづく服装や髪型を断念させたりすること——は認められない。職務の遂行に関係しない以上、「お客の目があるから」というように、顧客の意向を理由にしたとしても正当化できない。これらの指摘を教育場面に当てはめると——「職務」「雇用者」「従業員」「顧客」をごく機械的に「学習」「学校(教師)」「生徒」「地域や社会」にそれぞれ置き換えてみると——、ある学習を行うにあたって、生徒がどんな外見をしているかは重要な関係がない場合、たとえば黒髪でないという理由で授業や特別活動への参加を断念させるのは認められないということになる。その学習の遂行に関係しない限り、学校側は生徒に特定の外見を強いることはできないし、地域や社会からの視線もその理由にはならない。

逆に言えば、ある学習を行うにあたって特定の外見でなければならない合理的な理由が存在するならば、その外見校則は正当性を持つということである。イレレヴァント論は、合理性を欠く外見校則を批判するための論理であると同時に、理に適った外見校則を正当化するための論理でもある。外見校則が正当性を持つ例としては、化学実験を安全に実施するために特定の衣服を着用させたり、プールの水を清潔に保つために整髪料や化粧を禁止したりといった場合が考えられる。ただし、特定の学習の遂行との重要な関係を見出せるかどうかを検討するならば、現状の外見校則のうち、はたしてどれだけのものが正当性を持つと言えるだろうか。

② 場面に関係のない外見評価はなぜ問題なのか

イレレヴァント論が場面に関係のない外見の評価を批判するのは、それが機会均等の原則に反するためである。大学進学にあたっての学校推薦を例に挙げれば、大学が求めている能力や資質を備えているかどうかによって生徒を評価すべきであり、それらとは直接関係しない外見によって推薦の有無を決定するとしたら、公正さが失われる(どんな外見校則にも従えるだけの従順さや忍耐力こそが大学入学後に求められる能力や資質であると考えるのであれば、話は別である)。もし入学後に問題なく大学生活を送れるだけの能力や資質を有しているにもかかわらず、髪が茶色いとかパーマをしているように見えるとかいう理由で推薦が得られないようなことがあれば、生徒たちは学習への意欲を失うだろう。これらが積み重なれば、ひいては業績による評

価の原則を揺るがすことにもなりかねない。ルッキズムはこのように、個人的にも社会的にも大きな損失をもたらすとして批判されてきた。

イレレヴァント論はまた、場面に関係のない外見の評価が個人の自己表現の権利を制限することを問題視する。ある生徒は茶髪にしたいと思っているが、進学や就職などで不利にならないために茶髪禁止の校則に従わざるをえないとしよう。染髪できないことで個性が損なわれると感じるとしたら、この生徒は自分をどう表現するかという自由を制約されていることになる。同じように、コーンロウ(細かい編み込みを施した髪型)に誇りを持っている生徒が編み込みを禁止する外見校則のもとで髪型を変えなければならなかった場合、この生徒は自身の文化的なアイデンティティの表出を制限されることになるだろう。

(中 略)

ここまで、イレレヴァント論から導かれる原則的な考え方を確認してきた。職場と学校は異なる社会的領域であり、雇用の場で正当化できないことが、教育の場では必ずしもそうではない場合も多々あるだろう。また、イレレヴァント論を採用するには、当該場面で求められている職務なり学習なりの本質が明確であることが前提となる。長期雇用を念頭に置いた日本の労働市場では、労働者に求められる職務遂行能力は抽象的なものになりがちであることが指摘されてきたが、荻谷の言う「教育という営みの特徴」をふまえると、学校において子どもたちに要請されている「能力」はいつそう特定しづらいことになる。そのため、外見校則の是非について、当該場面に関係があるか否かという観点から判断することには困難がともなう。しかし、少なくとも、機会均等の原則や自己表現の権利が尊重されるべきものであることは教育の場においても共有しうるはずである。とするならば、ある外見校則が正当性を持つかどうかは、「教育目的」なるものを自明視することなく、まずは学習との直接的な関係という観点からシンプルに判断される必要がある。

ルッキズム＝外見の良し悪しの判断？

黒髪でない生徒を授業や特別活動に参加させないことについては、あくまでも校則

違反に対する指導であって、外見の良し悪しにもとづく処遇ではないのだから、ルッキズムには当たらないという反論もありうる。次に、こうした主張についてバイアス論の立場から検討していこう。ここで重要となるのは、ルッキズムが単なる「美男美女」の優遇ではなく、既存の社会的不平等を強化し再生産する作用を持つということである。

① 「望ましくない外見」という価値づけ

たしかにルッキズムは、「魅力的な外見」と評価された人が優遇され、そうでないとみなされた人が不利益を被るような外見にもとづく差別を指す。しかし、ルッキズムによって生じているのは、外見の良し悪しの区別をもとにした不利益扱いにとどまらない。職場におけるルッキズムとして先述した、職務と関係がないにもかかわらず雇用者が従業員に特定の外見を強いること——たとえば、ひげや体毛を剃るよう命じたり、化粧を義務づけたり、民族や信仰にもとづく服装や髪型を断念させたりすること——に着目すると、従業員のもともとの外見に対して「異質である」とか「望ましくない」といった否定的な価値づけがなされていることに注意が必要である。

バイアス論が指摘するように、どのような外見を「よい」「望ましい」と感じるかは、私たちが思うほど主観的な問題ではない。この意味でルッキズムは、社会においてすでに不利益を被っている人々をより不利な立場に立たせることになる。「よい外見」「望ましい外見」はジェンダー規範にもとづいた「女/男らしい」特徴や非アジア人的な特徴であり、若さを理想としているという偏りがあるとすれば、「女/男らしくない」外見やアジア人的な特徴の外見、年齢を感じさせる外見などは否定的な価値づけを与えられやすいことになるためである。たとえば、従来の「女/男らしさ」には合致しない外見をしているトランスジェンダーがいた場合、「異質である」「望ましくない」などと判断されてしまう。性的マイノリティは、社会のさまざまな場面ですでに多くの困難に直面しているが、ルッキズムによって一段と不利な状況に置かれることになる。こうした問題は、性的マイノリティに限らず、民族的マイノリティや障害のある人などにも当てはまるだろう。

外見校則に従って指導している教師は、たしかに、「魅力的な外見」の生徒を優遇したり、反対に「魅力的でない外見」の生徒を冷遇したりしているわけではないかもしれない。しかし、外見校則による指導は、特定の外見を「逸脱」とみなし、「そのまま

は許されないもの」「変えなければならないもの」という否定的な価値づけをともなっている。たとえば、男子は髪を伸ばしてはいけないという校則があり、それに従わなかったある男子生徒が執拗に注意を受け、自分の意に反して髪をカットせざるをえなかったとしよう。このとき、この男子生徒が不利益扱いを受けていると同時に、「長髪」が「男子として望ましくない外見」として否定的に価値づけられているのである。同じように、パーマ禁止という校則のもとで、生まれつきの髪質がストレートではない生徒が繰り返し指導の対象となり、ストレートパーマで伸ばすように言われたとしよう。この校則は「日本人であれば黒髪ストレート」という思い込みを前提としており、「ウェーブがかかっている髪質」は「日本人として異質な外見」というように否定的な価値づけを与えられている。

英米で蓄積されてきたバイアス論によれば、アジア人的な外見の特徴よりもそうでない外見の特徴とされるものの方が「よい外見」「望ましい外見」に近いと考えられている。これに対して日本の外見校則においては、「日本人らしい」外見が当然視され、それとは異なる特徴を持つ外見が「異質である」「望ましくない」として否定的に価値づけられている。こうした違いはあるが、特定の外見が望ましいものとして、それに当てはまらない外見が望ましくないものとして序列化され、後者に括られた人たちに抑圧的に作用している点は共通している。

② つくり出される「普通の外見」

私がルッキズムに関心を持ったのは、病気やけがが原因で外見に特徴を持つ人々へのインタビュー調査の過程においてである。彼/彼女たちにとって、学校はとりわけ困難を感じやすい場所として語られる。たとえば、アルビノ（生まれつきメラニン色素をつくることができない疾患）のため金髪の女性は、髪の染色や脱色を禁止する校則があった中学校で、髪色を問題視された経験がある。生まれつきの疾患ゆえであることを説明すると、その後は指導の対象になることはなかった。しかし、学校に事情を説明して「許可」を得なければならないこと自体が、彼女に「自分は正しい見た目ではない」と思わせたという。また、脱毛症で頭髪が抜け落ち、ウィッグを被って生活していた男性は、高校から「異装許可願」を提出するよう求められた。ウィッグの使用が校則で認められていなかったためである。ウィッグは自分が平穏な社会生活を送るために必要不可欠であるにもかかわらず、それが「異装」とされることにショックを受

けると同時に、「ウィッグを被っているのは普通ではないのだ」と強く感じるようになったという。

これらのエピソードは、外見校則が特定の外見を「逸脱」として否定的に価値づけるだけでなく、同時に、逸脱していない「正しい外見」「普通の外見」を生み出していること^②を示している。もちろん、何が「普通の外見」とみなされるかは、文化や社会によって大きく異なる。たとえ同じ社会であっても、世代や社会階層、住んでいる地域や触れている文化などによって異なるだろう。つまり、何が「普通」で何がそうでないかを定める普遍的な基準があらかじめ存在しているわけではない。にもかかわらず、外見校則が生み出す「普通の外見」は生徒たちにとって絶対的なものとして受け止められる恐れがある。

校則の一律適用に例外を設けるものであるという理由で、「地毛証明書」や「異装許可願」は生徒への「配慮」とみなされることがある。しかし、上記のエピソードからわかるのは、他の生徒は必要としない「証明」や「申請」が求められること自体が、自分の外見をどこか逸脱したものとしてとらえることにつながっている実態である。

外見校則はこのように、特定の外見を否定的に価値づけることを通して、既存の社会的不平等を再生産している。「女/男らしさ」や「日本人らしさ」を当然視するような外見校則は、たとえば、ジェンダー規範に従いたくない子どもたちや、トランスジェンダーや日本における民族的マイノリティの子どもたちの外見に否定的な価値づけをしているのであり、彼/彼女たちをさらなる苦境に立たせることになるためである。

(問題作成の都合上、本文の一部と注を省略した。)

令和7年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

行政政策学類 一般選抜 後期日程

本問は、西倉実季「外見校則とルッキズム」(内田良・山本宏樹編『だれが校則を決めるのか——民主主義と学校』岩波書店、2022年)の一部を資料として用い、受験生の読解力、要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において筆者は、従来は等閑視されがちであった生徒の外見を縛る校則を取りあげ、ルッキズムの観点から、外見校則に関わる論点と潜在的な問題点を理論的に分析している。ルッキズムについて、イレレヴァント論とバイアス論という二つの異なる捉え方があることが示された後に、それぞれの論がどのような外見校則をどのような理由から問題視するのかが論じられる。

設問(1)は、学校側がリスクを過大に見積もることで、生徒の外見の管理・統制が正当化されているという筆者の捉え方を説明させることで、読解力と要約力をみるものである。

設問(2)は、外見校則が「逸脱」した外見をつくりだすことに伴う影響を筆者がどのように捉えているかを、資料のエピソードと結びつけて説明させることで、読解力と要約力をみるものである。

設問(3)は、資料で紹介されているイレレヴァント論とバイアス論の二つのうち、受験者自身を取り上げる外見校則を論じるために適切な方を選択したうえで、その外見校則に対する賛否と、その理由を論述させるものである。それにより、読解力と要約力、論理的思考力と論述力を総合的にみるものである。